

議案第 64 号

財産取得について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第3条の規定に基づき、別紙のとおり複合型公共施設の建設用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、複合型公共施設の建設用地を取得するため、提案するものである。

別紙

1 取得財産

綴喜都市計画事業 田辺北土地区画整理事業保留地（予定地）

街区4、保留地1

面積 16, 591. 72 m²

2 取得価格

1, 758, 722, 320 円

3 取得方法

学研都市京都土地開発公社資金による買入れ

4 取得の相手方

所在地 京田辺市田辺中央五丁目2番1 アル・プラザ京田辺1F

氏名 京田辺市田辺北土地区画整理事業組合 理事長 西川眞次

位置図

